## 「ガイドライン」の主な改正内容

平成 26 年 3 月 20 日に開催されたレセプト情報等の提供に関する有識者会議において報告された「レセプト情報・特定健診等情報データの利活用の促進に係る中間とりまとめ」に基づきレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインを改正した。

改正の主な内容は次のとおりである。

- 1. 所属機関の存在証明等に必要な登記事項証明書等の提出について、申出者の実印が押印された身分証明書の写しに実印の印鑑証明書を添付して提出することで代替できることとした。
- 2. サンプリングデータセットの公表物に係る事前確認は、原則として厚生労働 省のみで行うこととし、また、公表基準を適用しないこととした。
- 3. 集計表情報の申出書については、有識者会議(審査分科会)の審査を行うこととした。
- 4. 既にレセプト情報の提供を受けている提供依頼申出者の新たな申出については、研究終了前は原則認めていないが、新たな申出の際に、審査分科会の審査までにレセプト情報のデータ措置報告等の提出を予定している場合は、新たな申出を認めることとした。
- 5. 申出書の受付を常時行うこととした。
- 6. サンプリングデータセットのセキュリティ要件を一部緩和した。
- 7. 集計表情報に係るセキュリティ要件について、緩和されたサンプリングデータセットのセキュリティ要件と同様とし明確化した。